

秋田県告示第111号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予察するための検査を実施するので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

令和7年3月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 実施の目的

ブルセラ症、結核及びアカバネ病の発生を予察するため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

区 分	区 域	家畜又はその死体の種類及び範囲
ブルセラ症の検査	県内全域	実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生予察のために必要と認めた牛
結核の検査	県内全域	実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生予察のために必要と認めた牛
アカバネ病の検査	県内全域	この疾病を予防するワクチンを接種していない牛であって、実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が発生を予察するために必要と認めた牛

3 実施期日及び場所

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、実施する区域を所轄する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

4 検査の方法

- （1）ブルセラ症及び結核にあつては、牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領（令和6年3月26日付け5消安第7757号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に定める方法による。
- （2）アカバネ病にあつては、臨床検査、血清学的検査又は遺伝子検査による。